

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年3月3日（金）午後4時00分～午後5時30分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員（13名）

農業委員		
1番	住吉	一久
2番	弓野	良子
3番	青木	清美
4番	清水	智也
5番	水島	英樹
6番	水島	正起
7番	竹内	重之
8番	荒尾	和彦
9番	数家	善継
10番	大森	憲一
11番	赤川	慎二
13番	大森	雅昭
14番	水野	仁士

4 本委員会に欠席した委員（1名）

農業委員		
12番	青木	靖浩

5 説明者 農業委員会 事務局長 竹谷 俊範
事務局長代理 平坂 昌美
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件
- (3) 議案第3号 農用地利用配分計画の決定の件
- (4) 議案第4号 別段の面積の廃止の件
- (5) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、3月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、3月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第19条第2項の規定により13番 大森 雅昭 委員、14番 水野
仁士 委員を指名します。
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしくお願ひいたします。
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説
明いたします。
議案書は、1ページをご覧ください。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条
の規定による許可申請があったので、意見を求めます。
令和5年3月3日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は1件で、申請面積は311.00㎡です。
続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町横水〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇
〇 〇〇さん、耕作面積は自作で4,706.00㎡、借入で497,245.01
㎡です。

1番 譲渡人は富山市犬島七丁目〇番〇号、〇〇 〇〇さん、耕作面積は自作で
311.00㎡です。

申請農地は朝日町藤塚〇〇〇番、地目は畑、1筆、合計311.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

住吉一久委員、弓野良子委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、藤塚地内、譲受人の事務所から約300m、車で約1分圏内の距離に位
置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落
内で耕作しており、申請地については、隣接地で耕作しており、取得後は、申請地と
隣接地との間にある畦畔を取り除き、1枚のは場として耕作される意向とのことから、
適正に管理・耕作されるものと思われまます。

下限面積要件についてですが、所有権移転後は、502,262.01㎡となり、
50アールを超えております。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周
辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われまます。

また、譲受人が法人である場合には、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たして
いることが要件の1つとしてありますが、本議案の譲受人については、許可申請書等

により、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件の全ての要件の基準を満たしていることを確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思います。

議案第1号は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思いますが、当事者となる〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、住吉一久委員と弓野良子委員から意見書をいただいておりますが、弓野委員から意見をお願いいたします。

弓野委員 現地を確認してきましたが、以前から、柿の木が1、2本植えてある状態であり、事務局からも説明があったとおり、取得後は、隣接地と併せて活用されるとのことで、特段問題ないものと考えております。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及び異議はありますか。

会 長 申請地と隣接地の畦畔を取り除く予定とのことだが、高低差はあるのか。

事務局 高低差はあまりなく、1枚のほ場にする際に、支障はないものと考えられます。

会 長 その他に、ご意見及び異議はありますか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

それでは、〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 それでは、3ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」、次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出があ

りましたので、その決定につき意見を求めます。

続いて、11ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるものとそれ以外という2部構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

初めに、農地中間管理事業以外の集積計画についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は3件となり、

田：5筆：6,066.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

次に、6ページをご覧ください。

農地中間管理事業以外についての利用権設定状況の内訳です。

今回は、

3年未満の借り手及び貸し手が、1件、2,934.00㎡、再設定となっております。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、1件、126.00㎡、再設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、1件、3,006.00㎡、新規設定となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各3件、6,066.00㎡、相対契約となっております。

町外、借り手1件、3,006.00㎡、貸し手0件、0.00㎡となり、残りの町内各地区分は表のとおりとなっております。

続けて、農地中間管理事業にかかる集積計画についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は26件となり、

田：60筆：71,326.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

次に、10ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳となります。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、4件、8,018.00㎡、うち、再設定を含む申請が、3件、5,775.00㎡となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、22件、63,308.00㎡、うち、再設定を含む申請が、4件、6,959.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各26件、71,326.00㎡のうち、借り手は全て公社となっております。

町外の貸し手は、1件、480.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて配分計画についてですが、15ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は37件となり、

田：80筆：96,781.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となっております。

なお、今回の申請の中には、耕作者変更に係る申請として再配分が11件含まれております。

次に、16ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

3年未満の借り手及び貸し手が、2件、2,519.00㎡、全て再設定となっております。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、1件、2,280.00㎡、再設定となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、12件、28,674.00㎡、うち、再設定を含む申請が、11件、26,431.00㎡となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、22件、63,308.00㎡、うち、再設定を含む申請が、4件、6,959.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各37件、96,781.00㎡のうち、貸し手は全て公社になっております。

借り手は、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

議案第2号及び第3号については、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第2号及び議案第3号の議案につきまして、審議したいと思います。

議案第2号において〇〇委員が、議案第3号において〇〇委員及び〇〇委員が、当事者がおられますので、案件を分けて審議を行います。

まずは、当事者の関係する案件から審議をしたいと思います。

数家委員が当事者である議案第2号5ページ5番の案件について、審議したいと思います。

当事者である〇〇委員は、しばらく退室となります。

(数家委員 退席)

会 長 　それでは、議事を進めさせていただきます。

議案第2号5ページ5番の案件について、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

それでは、〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 次に、議案第3号14ページ38番から41番までについて、審議したいと思いません。

当事者である〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。

議案第3号14ページ38番から41番までについて、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

それでは、〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 次に、議案第3号14ページ42番から45番までについて、審議したいと思いません。

当事者である〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。

議案第3号14ページ42番から45番までについて、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

それでは、〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 それでは、ただ今の議案第2号の5番、議案第3号の第38番から45番まで以外の案件について、審議したいと思います。

ご意見及びご異議はありませんか。

会 長 ただ今、説明のありました議案第4号の議案につきまして、ご意見はありませんか？

水島英樹委員 境地区以外の地区における面積要件については、今回のような手続きは必要ないのか。

事 務 局 境地区以外の地区については、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件が適用されているため、農地法の改正により、効力が生じなくなるため、農業委員会における手続きは特段ありません。

なお、別段の面積の廃止手続きにつきましては、改正農地法が施行されれば、別段の面積を設定した際の公示についても当然効力を失うこととなりますが、国から、農地の取得予定者等から誤解を招かないように、改めて当該公示の廃止手続きを行うよう指導があり、今回議案として上程させていただきました。

会 長 その他に、ご意見及びご異議はありませんか。

(意見なし)

会 長 意見なしとのことですので、別段の面積については、廃止することといたします。

会 長 ご案内しておりました議案につきましては、以上ですが、1件、協議させていただきたいと思います。

令和5年度朝日町農作業に係る参考料金表についてであります。
事務局より説明願います。

事 務 局 令和5年度朝日町農作業に係る参考料金表について、毎年、農作業標準料金と農地参考賃借料を併せて、農業者等に対してチラシを作成し、配布等を行っているため、あらかじめ、内容について協議させていただくものです。

農作業標準料金等の見直しのルールといたしましては、3年に1回、見直しを行うこととしております。

直近では、令和4年度に改訂を行っているため、令和5年度につきましては、改訂後2年目のため、令和4年度と同じ内容でチラシを作成して、配布等を行いたいと考えておりますので、ご了承の程よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明のありました案件につきまして、ご意見はありませんか？

(意見なし)

会 長 意見なしとのことですので、説明のありました内容で、農業委員会としてチラシ配布等を行うことといたします。

会 長 それでは、先月の定例会において、改正される農地法等について勉強したいとのご希望がありました。

来る3月13日の農業委員会研修会でも話があると思いますが、先行して、「農地法等の改正概要について」、事務局の説明を受けたいと思います。

事務局 農地法等の改正概要について、事務局より説明
(資料に基づき説明)

会長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。
事務局から何かありませんか。

事務局 次回開催日について…4月5日(水) 16:00～

会長 そのほかに意見はありますか。

(意見なし)

会長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして3月の農業委員会定例会を閉会いたします。
みなさま、お疲れ様でした。

・午後5時30分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名押印する。

令和5年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員